

情報 最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ



被災者生活再建支援事業
居住関係経費（解体等）の
申請期限は10月29日です

平成16年9月29日に襲来した台風21号災害に係る被災者生活再建支援事業について、居住関係経費の解体等（家賃等を除く）に対する支援金の申請期限が迫っています。申請をされる方は、必ず期限内に申請してください。※この事業は台風21号災害当時、災害救助法などが適用された旧西条市・旧小松町の方が対象となります。

■対象経費

解体（除却）、撤去、整地費などの居住関係経費

■対象経費
解体（除却）、撤去、整地費などの居住関係経費

■支援金の額
災害の程度、世帯の収入などに応じて37万5000円～200万円。

■申請期限 10月29日（月）

■申請先

○市庁舎別館社会福祉課

総務福祉係

TEL0897-52-1288

○小松総合支所市民福祉課

福祉係（内線125）

年金の種類が変わった方は
2週間以内に加入届出を

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、すべて国民年金に加入することになっています。年金の種類は3つに分かれています。

ており、加入手続きや保険料の納付方法が異なります。結婚や就職などで年金の種類が変わった方は、2週間以内に加入届出をしてください。

■納付方法・加入届出先
第1号被保険者

自営業の方、農業や漁業に従事している方、無職の方は国民年金の保険料を自分で納めます。このような方を第1号被保険者といいます。

加入の届出は、市役所の年金窓口で行います。

第2号被保険者

会社などに勤め、厚生年金や共済組合に加入している方は、国民年金の保険料を直接納めることはありません。これは厚生年金や共済組合が加入者に代わって国民年金に必要な費用を負担しているからです。このような方を第2号被保険者といいます。

加入の届出は、勤務先などで厚生年金や共済組合に加入すると自動的に行われます。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方は、第2号被保険者と同様に厚生年金や共済組合が加入者に代わって国民年金に必要な費用を負担

しているため、国民年金の保険料を直接納めることはありません。このような方を第3号被保険者といいます。

■問合せ

第1号被保険者の方

○市庁舎本館市民課 年金係
TEL0897-52-1383

○東予総合支所市民福祉課市民保険係、丹原または小松総合支所市民福祉課市民生活係

第2・3号被保険者の方

新居浜社会保険事務所
TEL0897-35-1300

10月の市税および

19日 固定資産税第3期分、国民健康保険税第3期分の督促状の発送

31日 市県民税第3期分、国民健康保険税第4期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促料と延滞金をいただきます。

※口座振替ご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

10月1日は「法の日」

10月1日から1週間は「法の日」週間です

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。

裁判員制度キャッチフレーズ

「法の日」（毎年10月1日）は、法を尊重し、法によって基本的人権を擁護し、社会秩序を確立する精神の高揚を図ることを目的として昭和35年に制定されました。

以来これに基づいて裁判所、法務省、検察庁および日本弁護士連合会では10月1日からの1週間を「法の日」週間として、「法の日」の趣旨の徹底を図るため、毎年全国各地で講演会など各種の行事を実施してきました。今年もその一環として全国各地で模擬裁判や模擬評議体験など「裁判員制度」に関する様々な催しを行う予定です。

- 各地の催しについて 裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/>
- 裁判員制度について 裁判員制度ウェブサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/>
- 松山地家裁ウェブサイトもぜひご覧ください。 <http://www.courts.go.jp/matsuyama/>